平成２２年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市連島町西之浦1104番地
債務者　金光　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
埼玉県戸田市大字新曽559番地　ティアラ戸田206号室、旧住所埼玉県戸田市中町２丁目７番６号
債務者　横山　湖恵（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６３号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目３番17号　スカイピア志木203号室
債務者　辻　　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６４号
埼玉県朝霞市宮戸２丁目３番17号　スカイピア志木203号室
債務者　市村　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９４号
さいたま市中央区新中里３丁目６番１号　ムツミ第二ビル401号、旧住所さいたま市中央区鈴谷８丁目８番35―102号
債務者　下谷地和幸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９８号
埼玉県加須市鳩山町６番地７
債務者　清水　初枝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２０号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目２番地１　高層１号417
債務者　小山カツ子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
埼玉県草加市花栗４丁目10番28号　ひかりハイツ201号
債務者　秋元　則昌
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道紋別市南が丘町３丁目１番５―206号
債務者　畠山　郁子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第６号
岩手県胆沢郡金ケ崎町永沢関合西２番地２
債務者　伊藤　秋夫
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第５４号
岩手県奥州市水沢区字桜屋敷587番地ハイムチバフラワー１－１号室、旧住所岩手県奥州市水沢区天文台通り３番12号丸亀アパート６号室
債務者　伊藤　武志（旧姓真山）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６１号
岩手県奥州市水沢区台町５番36号、旧住所岩手県奥州市水沢区字寺脇30番地２
債務者　岩渕　正一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１１０７号
さいたま市見沼区東大宮４丁目69番地27　東大宮学生ハイツ202号室、旧住所埼玉県蓮田市大字蓮田164番地　ジュネパレス202号
債務者　加藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５５号
埼玉県上尾市中妻４丁目３番地10　サンハイツウチヤマ301
債務者　河野　誠子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６６号
埼玉県川口市並木２丁目７番14号　エステートピアＫ＆Ｙ203号、旧住所埼玉県川口市並木２丁目７番25号　ピュア並木公園303号
債務者　金　　池妍
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７４号
埼玉県新座市新座２丁目16番５号　島田ビル３ＦＣ号室
債務者　南　　康造
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係